

中央三井アセットの

年金情報

- 厚生年金基金
- 確定給付企業年金
- 確定拠出年金
- 適格退職年金
- 公的年金
- その他

平成21年7月27日
中央三井アセット信託銀行株式会社
年金コンサルティング部

◆ 確定給付企業年金に関する省令改正について

(財政運営についての弾力化措置関係) ◆

平成21年5月29日付でパブリックコメントの募集手続きがとられていた「厚生年金基金等の財政運営についての弾力化措置(案)」のうち、確定給付企業年金に関する基準改正が平成21年7月27日付で以下のとおり公布されました。(パブリックコメント募集手続きがとられた原案(※)に沿った内容となっております)

(※) 平成21年5月29日付「中央三井アセットの年金情報」をご参照ください。

【公布された省令】

- 確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令
(平成21年7月27日付 厚生労働省令第134号)

別紙のとおりポイントをまとめましたのでご参照ください。



「確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令」
(概要)

1. 掛金の引上げの猶予

次の①、②に該当する確定給付企業年金（以下、「DB」という。）が、実施事業所の経営の状況が悪化したことにより事業主が掛金を拠出することに支障があると見込まれる場合には、平成22年4月1日から平成24年3月31日までに実施すべき掛金の引上げの全部または一部を猶予することができる。

- ① 財政再計算において計算した掛金の額が前回の財政計算において計算した掛金の額を上回る場合
- ② 非継続基準の財政検証の結果、積立不足に伴う掛金の追加拠出が必要な場合

2. 過去勤務債務の額の特例（下方回廊方式）

平成21年3月31日から平成24年3月31日までの間の日を計算基準日として、財政検証（継続基準）に抵触したことにより掛金の額の再計算をする場合、過去勤務債務の額から許容繰越不足金の全部又は一部の額を控除することができる。

3. 施行日

公布の日から施行する。

なお、具体的な手続きについては、別途通知が発出される見込みです。

以上

